

国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和元年7月15日

～平成31年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に平成31年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】

発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。

7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。

※本年5月1日から「平成」から「令和」に改元されておりますが、本年度の国民健康保険税の年度については「平成31年度」と表記しています。



国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者(0歳～75歳未満)について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

平成31年度 税率表

区分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得-基礎控除33万円)×7.9%	(*所得-基礎控除33万円)×2.7%	(*所得-基礎控除33万円)×2.9%
均等割額	1人あたり27,200円	1人あたり9,200円	1人あたり16,800円
平等割額	1世帯20,000円	1世帯7,200円	—
課税限度額	58万円	19万円	16万円

*前年中の所得を基準としています。

保険税の納付はお忘れなく

保険税は国民健康保険加入者の医療費にあてられる大切な財源です。納税通知書が届いたら、通知書に記載の納付場所で、納期内にお納めください。なお、普通徴収(年金天引き以外)の人は、預金口座から自動的に納めることのできる口座振替をぜひご利用ください。

口座振替をご利用の際は、〈口座振替依頼書・自動払込利用申込書〉に、

・口座番号 ・通帳に使用している印鑑

・保険証の右上に記載されている記号番号『奈3・〇〇〇〇〇〇』の部分

等をご記入いただき、その口座のある金融機関窓口へ申請してください。(※口座振替をご利用された場合、「口座振替済のお知らせ」を税務申告の時期に合わせて、翌年の1月頃に発送します。)

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

医療費が高額になるときは、 あらかじめ限度額適用認定証の交付申請を。

下記の自己負担限度額を記載した「限度額適用認定証」を医療機関等で提示することによって、医療機関等で支払う金額は限度額までとなります。
認定証はあらかじめ市役所へ申請し、交付を受けてください。

限度額適用認定証

奈良県 国民健康保険 限度額適用認定証							
有効期限 交付年月日							
記号	奈3 番号						
世帯主	住所						
氏名	性別						
氏名	性別						
生年月日							
有効期日							
適用区分							
保険者番号 並びに交付者の 名称及び印	<table border="1"> <tr> <td>29040311</td> <td>大和郡山手町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大和郡山手町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大和郡山手町</td> </tr> </table>	29040311	大和郡山手町		大和郡山手町		大和郡山手町
29040311	大和郡山手町						
	大和郡山手町						
	大和郡山手町						

**有効期限は
7月末です。**
更新が必要なときは
手続きが必要です！

対象者

- 保険税を完納している 70 歳未満の人
 - 70 歳以上で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは非課税世帯の人
- ※70 歳以上で現役並み所得者Ⅲまたは一般の区分に該当する人は、高齢受給者証の提示により、限度額までの支払いとなりますので、認定証は必要ありません。

交付の申請に必要なもの ①保険証 ②印かん

有効期限 申請月の 1 日～7 月 31 日

※認定証の有効期限を過ぎた場合、自動的に更新されません。
8 月 1 日以降も認定証が必要な場合は、更新の手続きをしてください。

自己負担限度額 (月額)

70歳未満の人	
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	世帯単位
901万円を超える	ア 252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
600万円を超え 901万円以下	イ 167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
210万円を超え 600万円以下	ウ 80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
210万円以下	エ 57,600円
住民税 非課税世帯	オ 35,400円

70歳以上の人			
	所得区分	外來 + 入院 (世帯単位)	
		外來のみ (個人単位)	外來 + 入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	Ⅲ 690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	
	Ⅱ 380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	
	Ⅰ 145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	
	一般	18,000円 (年間上限は144,000円)	57,600円
住民税 非課税 世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

- 70 歳未満の人の場合、1つの医療機関で歯科・外來(調剤含む)・入院別に、月額 21,000 円を超えない医療費は対象となりません。
- 過去 12 か月間に世帯単位の限度額を超えた月が 4 回以上あった場合、4 回目以降は限度額が異なることがあります。
- 入院時の食事代や差額ベッド料、保険のきかない治療費用等については対象となりません。

認定証の提示がない場合など医療費が限度額を超えたときは、手続きにより高額療養費として支給されます。
支給の可能性があるときは、受診から約3~4ヶ月後にお知らせをお送りしますので、手続きをしてください。

新しい高齢受給者証をお送りします。

70 歳～74 歳 (昭和 19 年 8 月 2 日～昭和 24 年 8 月 1 日生) の人に、8 月からの高齢受給者証を交付します。自己負担割合が記載されていますので、内容をご確認の上、医療機関等を受診するときに保険証と一緒に提示してください。

